

公立学校共済組合北陸中央病院
指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

（事業の目的）

第1条 公立学校共済組合が開設する北陸中央病院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なりハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。

3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は、利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、禁止行為とする。

5 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称及び所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 公立学校共済組合北陸中央病院
- 2 所在地 富山県小矢部市野寺123

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1		病院と兼務
理学療法士	理学療法士	2		病院と兼務
作業療法士	作業療法士	1		病院と兼務
言語聴覚士	言語聴覚士	1		病院と兼務

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時15分

(利用料その他の費用の額)

第6条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

区分		利用料	利用者負担額
訪問リハ1	基本報酬 (1回20分以上のサービス、 1週に6回が限度)	1回	1回
		3,080円	308円(1割) 616円(2割) 924円(3割)
予防訪問リハ1	基本報酬 (1回20分以上のサービス、 1週に6回が限度)	1回	1回
		2,980円	298円(1割) 596円(2割) 894円(3割)

2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

(1) 1kmにつき20円

3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、小矢部市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

3 事業所はサービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

第9条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いにつとめる。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

(虐待防止のための措置)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員の周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(第三者評価実施状況)

第12条 当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から改正する。

この規程は、令和6年5月1日から改正する。

この規程は、令和7年8月6日から改正する。